

令和 7 年 3 月 2 5 日

令和 6 年度第 1 2 回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和 7 年 3 月 2 5 日 (火)

午前 9 時 3 0 分

場 所 美浦村役場 3 階 大会議室

日 程

1 開会

2 付議事項

- 議案第 1 号 美浦村外国語指導助手 (A L T) 任用規則
- 議案第 2 号 美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 議案第 3 号 令和 7 年度美浦村学校評議員の委嘱について
- 議案第 4 号 令和 7 年度美浦村学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 議案第 5 号 美浦村社会教育委員の解嘱並びに委嘱について
- 議案第 6 号 美浦村公民館運営審議会委員の解嘱並びに委嘱について
- 議案第 7 号 美浦村文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第 8 号 美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

3 報告事項

- 報告第 1 号 美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱について
- 報告第 2 号 美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置要綱について
- 報告第 3 号 廃校となった美浦村立小学校の施設の利用に関する要綱について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

美浦村外国語指導助手（A L T）任用規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

令和 7 年美浦村教育委員会規則第 号

美浦村外国語指導助手（A L T）任用規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 身分及び職務（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 任用期間等（第 5 条・第 6 条）
- 第 4 章 報酬その他の給付（第 7 条—第 9 条）
- 第 5 章 勤務時間、休日、休暇（第 10 条—第 15 条）
- 第 6 章 服務（第 16 条—第 26 条）
- 第 7 章 懲戒等（第 27 条—第 31 条）
- 第 8 章 公務災害補償等（第 32 条—第 34 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、美浦村（以下「村」という。）において国際交流に基づいて招致した語学指導等を行う外国語職員（以下「外国語指導助手」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）その他の法令並びに村の条例及び当該条例に基づく規則（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国語指導助手 主として美浦村教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は保育所、幼稚園、小学校若しくは中学校（以下「学校等」という。）に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する者
- (2) 所属長 外国語指導助手が所属する組織の長
- (3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (4) 月 1 日に始まり当該月の末日に終わる期間

第 2 章 身分及び職務

（身分）

第 3 条 外国語指導助手は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計

年度任用職員とする。

(職務)

第4条 外国語指導助手は、主として教育委員会又は学校等において、所属長、所長、園長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校等における外国語授業等の補助
 - (2) 保育所、幼稚園又は小学校における外国語活動等の補助
 - (3) 外国語教材作成の補助
 - (4) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助
 - (5) 特別活動や部活動等への協力
 - (6) 外国語担当指導主事又は外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
 - (7) 外国語スピーチコンテストへの協力
 - (8) 地域における国際交流活動への協力
 - (9) その他所属長、所長、園長又は校長が必要と認める職務
- 2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校等を巡回し、特定の学校等に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任用期間等

(任用期間)

第5条 外国語指導助手の任用期間は、1年を超えない範囲内で教育委員会が定める。

- 2 前項の任用期間が満了した後、教育委員会は、1年を超えない範囲内において再度の任用を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、引き続く5年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

第6条 外国語指導助手は、やむを得ない理由により、前条の任期の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに教育委員会に申し出なければならない。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

第7条 外国語指導助手の報酬は、月額225,000円とする。

- 2 報酬の支給日は、翌月の21日とする。ただし、その日が美浦村の休日を定める条例(平成元年美浦村条例第9号)第1条第1項各号に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。
- 3 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額(住居手当相当額分を除く。)は、その支給対象

となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

- 4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和6年美浦村規則第3号)第20条に規定する時間を減じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第8条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を同条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第9条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、その旅行に要する費用を弁償する。

- 2 外国語指導助手の費用弁償については、美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美浦村条例第13号)第23条及び第24条のパートタイム会計年度任用職員の費用弁償の規定の例による。
- 3 教育委員会は、外国語指導助手が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇

(勤務時間)

第10条 外国語指導助手の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

- 2 前項の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの正午から午後1時までは休憩時間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合においては、当該勤務を命じた時間が属する週から起算して、4週間後の週までに勤務を要しない時間を指定することとし、当該4週間を平均して1週間当たり35時間を超

える勤務をさせないものとする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においては、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第11条 外国語指導助手の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）
- (3) 所属長が定める学校閉庁日
- (4) その他、所属長が必要と認める日

- 2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

(年次有給休暇)

第12条 外国語指導助手は、第5条第1項に定める任用期間中に村長が定める日数（任用期間が1年に満たない場合にあっては、教育委員会が定める日数）の年次有給休暇を取得することができる。この場合において、その取得の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 前項の「村長が定める日数」とは、美浦村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年美浦村訓令第4号）第2条に規定する表に定める日数とする。

- 3 外国語指導助手が第5条第1項の任用期間を満了した後、教育委員会が再度任用する場合は、20日を限度として、年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を次の任用期間に繰り越すことができる。

- 4 所属長は、外国語指導助手から請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げると認めるときは、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

- 2 病気休暇は、その開始の日から起算して10日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。この場合において、病気休暇を承認された期間（第27条第2項第1号に定める休職期間を含む。）と期間の間が7日に満たないときは、これらの2の期間は連続するものとみなす。

- 3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 会計年度任用職員の親族（別表第1に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第1に定める期間内において必要と認められる期間
- (2) 外国語指導助手本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 外国語指導助手が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 第5条第1項に定める任用期間中において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (6) 女子の外国語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (7) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (8) 外国語指導助手が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
- (9) 外国語指導助手の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (10) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の外国語指導助手にあっては、その子の当該男子の外国語指導助手以外の親であって当該子を現に監護する外国語指導助手がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相

当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

- (11) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、その子の看護等をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日(養育する子が複数の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
- (12) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (13) 女子の外国語指導助手が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (14) 外国語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他村の規則で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(要介護者が複数の場合にあっては、10日)以内で必要と認められる期間
- (15) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる外国語指導助手(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任用期間が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。次号において同じ。)が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日の範囲内において必要と認められる期間
- (16) 引き続き在職した期間が1年以上である外国語指導助手が、要介護者を介護するため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間(当該外国語指導助手について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間
- (17) 妊産婦である女子の外国語指導助手が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診

査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満 2 3 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 2 4 週から満 3 5 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 3 6 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1 日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(18) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の 7 月から 9 月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の 6 月から 10 月までの期間）内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する 3 日の範囲内の期間

(19) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第 1 号から第 9 号まで及び第 17 号から第 19 号までの特別休暇の期間は有給とし、第 10 号から第 16 号までの特別休暇の期間は無給とする。

（育児休業）

第 15 条 次の各号のいずれにも該当する外国語指導助手は、教育委員会の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1 歳に達する日から 1 歳 6 か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として美浦村職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年美浦村条例第 11 号。以下「育児休業条例」という。）第 2 条の 4 の規定に該当するときは、2 歳に達する日。以下この項において同じ。）までの間で、育児休業条例第 2 条の 3 に規定する日まで、育児休業をすることができる。

(1) 引き続き在職した期間が 1 年以上であること。

(2) その養育する子が 1 歳 6 か月に達する日までに、その任用期間（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこと。

2 育児休業期間中は、無給とする。

第 6 章 服務

（職務命令に従う義務）

第 16 条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（人事評価）

第 17 条 教育委員会は、外国語指導助手の執務について、人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第18条 外国語指導助手は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第19条 外国語指導助手は、教育委員会及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第20条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、同様とする。

(政治的行為の制限)

第21条 外国語指導助手は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第22条 外国語指導助手は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第23条 外国語指導助手は、セクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

(営利企業への従事等の制限)

第24条 外国語指導助手は、語学指導等を行う当該事業の目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 外国語指導助手は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届け出なければならない。

(宗教活動の制限)

第25条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等の運転の制限)

第26条 外国語指導助手は、勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。

第7章 懲戒等

(免職、休職等)

第27条 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
 - (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを休職することができる。
- (1) 第14条第1項第7号及び第8号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気（第30条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 外国語指導助手は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、美浦村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和30年美浦村条例第11号）に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。
- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
 - (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
（懲戒処分）
- 第28条 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。
- (1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく村の条例、規則若しくは規程に違反した場合
 - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
- 2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。
- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
 - (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。
ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
 - (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
 - (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する手当を支給

しない。

(休職期間中の報酬)

第29条 第27条第2項による休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

- (1) 第27条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。
- (2) 第27条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。
- (3) 第27条第2項第2号による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第30条 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該外国語指導助手を勤務させないものとする。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかり、伝染予防の措置をしていない場合
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった場合
- (3) 前2号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった場合

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第31条 外国語指導助手は、第13条第1項、第14条第1項第1号から第5号まで及び同項第8号から第18号の休暇を取得する場合は予定日数を、同項第19号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 外国語指導助手は、第14条第1項第6号及び第7号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

3 外国語指導助手は、病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得

する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

4 前項の規定にかかわらず、所属長は、必要と認めるときは、3日以内の休暇を取得する場合であっても、診断書等の提出を求めることができる。

5 外国語指導助手は、第27条第2項第2号による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第32条 外国語指導助手は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和50年組合条例第27号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、外国語指導助手の勤務条件に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

死亡した者		日数
配偶者		10日
血族	1 親等の直系尊属（父母）	7日
	同卑属（子）	5日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日
	同卑属（孫）	1日
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
姻族	1 親等の直系尊属	3日
	同卑属	1日
	2 親等の直系尊属	1日
	2 親等の傍系者	1日
	3 親等の傍系尊属	1日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において装具等の継承を受けた者は、1 親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。
- 3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

議案第 2 号

美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

美浦村教育委員会事務局組織規則（平成 5 年美浦村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表学校教育課の部統合小学校建設室の項を削る。
別表学校教育課の部統合小学校建設室の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

美浦村教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現行			改正後（案）		
(略)			(略)		
(課・室・センター及び係の設置)			(課・室・センター及び係の設置)		
第3条（略）			第3条（略）		
課・室・センター		係	課・室・センター		係
学校教育課		総務係、学務係	学校教育課		総務係、学務係
統合小学校建設室		計画調整係	(略)		(略)
(略)		(略)			
(略)			(略)		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
学校教育課	総務係	(略)	学校教育課	総務係	(略)
	学務係	(略)		学務係	(略)
統合小学校建設室	計画調整係	1 統合小学校の建設及び調整に関すること。	(略)	(略)	(略)
		2 統合小学校準備委員会に関すること。			
		3 その他統合小学校の設置に関すること。			
(略)	(略)	(略)			

議案第 3 号

令和 7 年度美浦村学校評議員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

記

美浦村立学校管理規則（昭和 4 8 年教委規則第 2 号）第 1 7 条の 2 第 3 項に基づき、令和 7 年度美浦村学校評議員を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第 4 号

令和 7 年度美浦村学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

記

美浦村立学校管理規則（昭和 4 8 年教委規則第 2 号）第 1 8 条に基づき、令和 7 年度美浦村学校医、学校歯科医、学校薬剤師を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第 5 号

美浦村社会教育委員の解嘱並びに委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

記

美浦村社会教育委員に関する条例（昭和 4 8 年美浦村条例第 5 号）第 2 条及び第 6 条の規定に基づき、美浦村社会教育委員の解嘱並びに委嘱について、下記のとおり提出する。

非公開案件

議案第 6 号

美浦村公民館運営審議会委員の解嘱並びに委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

記

美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和 5 7 年美浦村条例第 1 0 号）第 4 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、公民館運営審議会委員の解嘱並びに委嘱について、下記のとおり提出する。

非公開案件

議案第 7 号

美浦村文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

記

美浦村文化財保護条例（令和 4 年美浦村条例第 1 0 号）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、美浦村文化財保護審議会委員の委嘱について下記のとおり提出する。

非公開案件

議案第 8 号

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

美浦村立美浦幼稚園運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「1 0 5 9 番地」を「1 0 6 0 番地」に改める。

第 3 条第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 2 項第 4 号中「4 月 5 日」を「4 月 7 日」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

美浦村立美浦幼稚園運営規程新旧対照表

現行	改正後（案）
（施設の名称等） 第1条 美浦村が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）所在地 美浦村大字大谷 <u>1 0 5 9</u> 番地 （職員の職種、員数及び職務の内容） 第3条 当園が教育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の表のとおりとする。 （1）～（6）（略） （7）<u>用務員1人</u> <u>用務員は、園舎等の環境整備、給食の配膳、片づけ等の業務を行う。</u> <u>（8）（略）</u> <u>（9）（略）</u> <u>（10）（略）</u> <u>（11）（略）</u> （教育を行う日） 第4条 （略） 2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。 （1）～（3）（略） （4）学年始休業日（4月1日から<u>4月5日</u>まで） （5）～（9）（略） 3 （略）	（施設の名称等） 第1条 美浦村が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）所在地 美浦村大字大谷 <u>1 0 6 0</u> 番地 （職員の職種、員数及び職務の内容） 第3条 当園が教育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の表のとおりとする。 （1）～（6）（略） <u>（7）（略）</u> <u>（8）（略）</u> <u>（9）（略）</u> <u>（10）（略）</u> （教育を行う日） 第4条 （略） 2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。 （1）～（3）（略） （4）学年始休業日（4月1日から<u>4月7日</u>まで） （5）～（9）（略） 3 （略）

報告第 1 号

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱について

上記について、下記のとおり報告する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

令和 7 年美浦村教育委員会訓令第 号

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 村は、美浦村における子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条に規定する子ども・子育て支援事業に要する経費として、民間保育園等に対し、予算の範囲内において美浦村子ども・子育て支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付については、美浦村補助金等交付規則（平成 2 年美浦村規則第 7 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第 2 条 この要綱による補助金の交付対象者は、次に掲げる民間の施設を運営する者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定による認可を受けて設置された保育園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
- (3) 子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けている幼稚園
- (4) 子ども・子育て支援法第 29 条第 1 項の確認を受けて地域型保育事業を実施する施設

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、子ども・子育て支援交付金交付要綱（子ども・子育て支援交付金の交付について（平成 28 年 7 月 20 日付け府子本第 474 号内閣総理大臣通知）別紙。以下「国要綱」という。）第 3 条に規定する事業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 延長保育事業
- (2) 一時預かり事業
- (3) 病児保育事業

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げるもののうちいずれか低い方の額とする。

- (1) 国要綱別紙に定める事業の区分ごとに定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額
- (2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、村長が別に定める期間内に、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 村長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、速やかに美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ美浦村子ども・子育て支援事業費補助金に係る補助事業の内容の変更承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更を除く。

2 村長は、前項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金に係る補助事業の内容の変更承認通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金実績報告書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 村長は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、妥当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、村長が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金の交付の決定に係る額の90パーセント以内の額について概

算払をすることができる。

- 2 交付決定者は、前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金概算払申請書（様式第8号）を村長に提出するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、第10条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付請求書（様式第9号）を村長に提出するものとする。

- 2 前項の規定は、前条の規定に基づき村長が概算払をすることを承認した場合について準用する。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他美浦村補助金等交付規則若しくはこの要綱の規定に違反し、又は補助金の交付決定に係る条件に違反したとき。
- 2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付決定者に補助金の返還を命ずるものとする。

（帳簿及び書類の備付け）

第14条 交付決定者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合はその承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

美浦村長 殿

申請者 住所(所在地)
団体等名称
代表者職氏名

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付申請書

年度美浦村子ども・子育て支援事業費補助金について交付を受けたいので、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 申請額明細

対象事業	国要綱別紙に基づく基準額 (A)	対象事業の対象 経費に係る 実支出予定額 (B)	総事業費から寄附 金その他の収入額 を控除した額 (C)	補助金交付申請額 (A・B・Cを比較し て最も少ない額)
延長保育事業			()	
一時預かり事業			()	
病児保育事業			()	

注 C欄の()内には、控除した寄附金その他の収入額を記入してください。

3 添付書類

- (1) 対象事業に係る計画・内容を確認することができるもの
- (2) 予算の収支明細書その他の申請額明細の内容を確認することができるもの

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

(交付決定者) 殿

美浦村長 印

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度美浦村子ども・子育て支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金交付決定額内訳

対象事業	補助金の額	備 考
延長保育事業		
一時預かり事業		
病児保育事業		

3 交付条件

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱の定め及び村長の指示に従うこと。

年 月 日

美浦村長 殿

申請者 住所(所在地)
 団体等名称
 代表者職氏名

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金に係る補助事業の内容の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度美浦村子ども・子育て支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定によりその承認を申請します。

記

1 変更後の補助金交付申請額 円

2 変更の理由

3 変更の内容

対象事業	国要綱別紙に基づく基準額 (A)	対象事業の対象 経費に係る 実支出予定額 (B)	総事業費から寄附 金その他の収入額 を控除した額 (C)	補助金交付申請額 (A・B・Cを比較し て最も少ない額)
延長保育事業			()	
一時預かり事業			()	
病児保育事業			()	

注1 C欄の()内には、控除した寄附金その他の収入額を記入してください。

2 変更のある部分を二重線で消し、変更後の内容を上段に記載してください。

4 添付書類 変更に係る理由・内容を確認することができるもの

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

(交付決定者) 殿

美浦村長 印

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金に係る補助事業の内容の変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度美浦村子ども・子育て支援事業費補助金に係る変更について、下記のとおり承認しますので、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 変更後の補助金交付決定額 円

(内訳)

対象事業	補助金の額	備 考
延長保育事業		
一時預かり事業		
病児保育事業		

2 変更前の補助金交付決定額 円
(増減 円)

3 変更の内容

4 交付条件

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付決定通知書(年 月 日付け第 号)に同じ。

様式第 5 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

美浦村長 殿

交付決定者 住所(所在地)
団体等名称
代表者職氏名

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった美浦村子ども・子育て支援事業について、下記の理由により中止(廃止)したいので、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定によりその承認を申請します。

記

- 1 中止(廃止)する事業名
- 2 中止(廃止)する理由
- 3 事業の遂行状況
- 4 中止の期間(廃止の時期)
- 5 事業実施の見通し(中止の場合)

(注) 中止(廃止)の理由を明らかにできる証拠書類があれば添付すること。

年 月 日

美浦村長 殿

交付決定者 住所(所在地)
 団体等名称
 代表者職氏名

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった美浦村子ども・子育て支援事業が完了したので、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 実績報告額 円

2 実績報告額明細

対象事業	国要綱別紙 に基づく 基準額 (A)	対象事業の対 象経費に係る 実支出額 (B)	総事業費から寄附 金その他の収入額 を控除した額 (C)	実績報告額 (A・B・Cを比較し て最も少ない額)
延長保育事業			()	
一時預かり事業			()	
病児保育事業			()	

注 C欄の()内には、控除した寄附金その他の収入額を記入してください。

3 補助金の額

- (1) 交付決定額 円
 (2) 概算払による交付済額 円

4 事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 対象事業に係る実績を確認することができるもの
 (2) 収支決算書その他の実績報告額の内容を確認することができるもの

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

(交付決定者) 殿

美浦村長 印

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度美浦村子ども・子育て支援事業費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

2 補助金交付確定額内訳

対象事業	補助金確定額	備 考
延長保育事業		
一時預かり事業		
病児保育事業		

様式第 8 号(第 11 条関係)

年 月 日

美浦村長 殿

交付決定者 住所(所在地)
団体等名称
代表者職氏名

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった美浦村子ども・子育て支援事業費補助金について、概算払を受けたいので、美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請理由

2 申請額 円

3 添付書類

補助事業の円滑な遂行上、概算払が必要となることを説明する資料を添付すること。

年 月 日

美浦村長 殿

交付決定者 住所(所在地)
 団体等名称
 代表者職氏名
 電話番号

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付請求書

美浦村子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

事業区分	延長保育事業 ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業	
補助金の額	確定通知額	円①
	既交付額	円②
	今回請求額	円③(①－②)
備 考		

2 補助金の振込先口座

金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合 ()		本 店 支 店 ()
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他()		
口座番号			
口座名義	フリガナ		
	氏名		

報告第 2 号

美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置要綱について

上記について、下記のとおり報告する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

令和 7 年美浦村教育委員会訓令第 号

美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画の策定に当たり、児童の健全育成及び放課後等の居場所づくり支援に資する施設（以下「当該施設」という。）のあり方等について、多様な関係者から将来を見据えた見地において意見を聴取し、助言を求めることを目的として、美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 当該施設の基本構想・基本計画の策定に関すること。
- (2) その他当該施設の基本構想・基本計画に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 村議会議員
- (2) 教育委員
- (3) 主任児童委員
- (4) 学校教育関係者
- (5) 小中学校の保護者
- (6) 学識経験者
- (7) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の規定による当該施設の基本構想・基本計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長

の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(最初の会議)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、教育長が招集し、第5条第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

(この訓令の失効)

3 この訓令は、第2条に規定する所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

報告第 3 号

廃校となった美浦村立小学校の施設の利用に関する要綱について

上記について、下記のとおり報告する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

令和 7 年美浦村教育委員会訓令第 号

廃校となった美浦村立小学校の施設の利用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、統廃合により学校施設として用いなくなった従前の美浦村立の小学校（以下「旧小学校」という。）の体育館及び屋外運動場（以下「旧小学校施設」という。）について、旧小学校の跡地利用に支障がないと認められる期間及び範囲に限り暫定的に団体等が利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第 2 条 旧小学校施設の利用に関する管理業務は、美浦村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

(利用団体)

第 3 条 暫定的に旧小学校施設を利用することができる団体等は、原則として旧小学校が廃校となる前から美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例（平成 18 年美浦村条例第 13 号）、美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成 18 年美浦村教育委員会規則第 1 号）及び美浦村体育施設等管理運営規程（平成 26 年美浦村教育委員会規程第 1 号）の定めるところにより教育長から団体の登録に係る承認を受け、定期的に旧小学校施設を利用していた団体等であること。ただし、教育長が特に適当と認める場合にあっては、この限りでない。

(利用の範囲及び優先利用)

第 4 条 旧小学校施設の利用は、次に掲げる目的又は事業に関し行うものとする。

- (1) スポーツ文化利用（団体が行うスポーツ活動、レクリエーション活動及び社会教育活動の利用に供する目的で行われるものをいう。）
- (2) 社会教育団体等が主催する社会体育事業に係る利用
- (3) 村が主催し、又は支援する事業に係る利用
- (4) 統合後の小学校又は中学校における課外活動、部活動その他学校活動に係る利用

2 教育長は、前項第 3 号又は第 4 号に規定する利用の場合にあっては、当該各号に定める利用を優先するものとする。

3 第 1 項に規定するもののほか、教育長が適当と認めるときは、その他のものの利用に供することができる。

(利用日時等)

第 5 条 旧小学校施設の利用日及び利用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日以外の日
- (2) 利用時間 午前 9 時から午後 10 時まで。ただし、屋外運動場については

午前9時から午後6時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、臨時に旧小学校施設の利用日及び利用時間を変更することができる。

(団体の登録)

第6条 旧小学校施設を利用しようとする団体は、美浦村立旧小学校施設利用団体登録申請書(様式第1号)に利用団体名簿を添えて、教育長に当該団体の登録を申請しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、美浦村立旧小学校施設利用団体登録承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による登録の承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)に係る登録の有効期間は、当該利用年度の3月31日までとする。
- 4 教育長は、第2項の規定による審査の結果、団体の登録を不適当と認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(利用の許可等)

第7条 登録団体は、旧小学校施設を利用するときは、利用しようとする日の2か月前の日(当該日が光と風の丘公園クラブハウスの休館日(以下「休館日」という。)にあたるときは、当該日の直後の休館日でない日)から前日までに美浦村立旧小学校施設利用申請書(様式第3号)により教育長に申請しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、美浦村立旧小学校施設利用許可書兼使用料領収書(様式第4号。第11条第2項において「利用許可書」という。)により申請者に通知するものとする。
- 3 教育長は、前項の規定による許可に際し、管理上必要があると認められるときは、条件を付することができる。
- 4 教育長は、第2項の規定による審査の結果、利用を不適当と認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、第2項の規定による利用の許可を受けた登録団体(以下「利用団体」という。)が当該利用の許可を受けた事項を変更しようとする場合における変更の手続について準用する。

(利用の不許可)

第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 旧小学校施設及びそれに附属する設備を汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 旧小学校施設の管理運営上特に支障があると認められるとき。

(使用料)

第9条 旧小学校施設を使用する場合は、別表の使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第10条 村長は、旧小学校施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

(1) 学校教育、学校行事等に利用するとき。

(2) 村又は教育委員会が主催若しくは共催して行う事業に利用するとき。

(3) 村の行政活動に協力し、業務の代行又は補完的な活動目的で利用するとき。

(4) 使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超える場合。

(5) 前各号に掲げるもののほか、村長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項に規定する使用料の免除の対象時間は2時間とする。対象時間を超えて使用する場合は別表に規定する使用料を徴収する。ただし、免除の対象時間を超えて使用料の免除することがやむを得ないと村長が認める場合にはこの限りでない。

3 第1項の規定により使用料の免除を受けようとする利用団体は、あらかじめ美浦村立旧小学校施設使用料免除申請書(様式第5号)により村長に申請しなければならない。

4 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、免除の可否を決定し、美浦村立旧小学校施設使用料免除決定(却下)通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、第1項第1号又は第2号の規定に該当すると明らかに認められるものとして使用料を免除する場合にあっては、第3項に規定する申請書の提出を要しない。

(使用料の還付)

第11条 村長は、第7条第2項の規定による許可を受けた利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用団体の責めに帰すことができない理由で旧小学校施設の利用ができなくなったとき。

(2) 利用日の10日前の日(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直前の休館日でない日)までに旧小学校施設の利用の取消しを申し出たとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする利用団体は、美浦村立旧小学校施設使用料還付申請書(様式第7号)及び美浦村立旧小学校施設使用料還付請求書(様式第8号)に利用許可書を添えて村長に申請しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 利用団体は、第7条第2項の規定による許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第13条 利用団体は、旧小学校施設に特別の設備を設置し、若しくは変更を加え、又は体育器具を用途目的以外に利用してはならない。ただし、あらかじめ教育長の許可を受けた場合にあっては、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第14条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。
- (3) 教育長の指示に従わないとき。
- (4) 災害その他事故により旧小学校施設の利用ができなくなったとき。
- (5) 旧小学校の跡地の利用の方針が決定し、当該跡地の利用に支障が生ずると認められるとき。

2 教育長は、前項の規定により利用の許可を取り消すときは、理由を付してその旨を当該許可を受けた利用団体に通知するものとする。この場合において、緊急を要するときは、口頭により通知することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用団体は、旧小学校施設の利用を終了したときは、利用した旧小学校施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を停止され、若しくは制限されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 利用団体は、その責めに帰すべき理由により、旧小学校施設及び当該施設に附属する設備を汚損し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を教育長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

(統合後の小学校又は中学校による利用の特例)

第17条 この要綱の規定にかかわらず、教育長は、第4条第1項第4号に規定する利用の場合にあっては、あらかじめ当該利用する小学校又は中学校の校長から利用の日時、内容等に関する申出を受けることにより、この要綱の規定による利用の手続に代えることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 教育長は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、

施行日以後の利用に係る申請の受付、利用の許可その他必要な準備行為を行うことができる。

別表（第10条関係）

旧小学校施設	2時間以内の使用料
旧小学校体育館	1,000円
旧小学校屋外運動場	無料

備考

2時間を越えた使用については、1時間毎に上記金額の半額を加算する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 教育長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

美浦村立旧小学校施設利用団体登録申請書

廃校となった美浦村立小学校の施設の利用に関する要綱第6条第1項の規定により、美浦村立旧小学校施設の利用団体登録の申請をします。

1	団体の名称	
2	利用目的 (種 目)	
3	構 成 人 数	男 人 女 人 計 人 (別添名簿のとおり)
4	団 体 種 別	☐ スポーツ協会登録団体 ☐ スポーツ少年団登録団体 ☐ 美浦村地域公認クラブ ☐ 同好会 ☐ その他()
5	利 用 施 設	美浦村立旧小学校 (木原・安中・大谷) 体育館 ・ 運動場
6	使用備品等	
7	団体代表者	住 所 〒 氏 名 電話番号
8	連絡担当者	住 所 〒 氏 名 電話番号

☐ 有料団体	登録番号	第 号	登録期間	年 月 日から
☐ 免除団体				年 月 日まで

美浦村立旧学校施設利用団体名簿

年 月 日

団体の名称 _____

No.	氏名	住所	電話番号	年齢
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

注

- (1) 年齢は必ず記入してください。
- (2) 成人者である責任者又は指導者が構成員に含まれている必要があります。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

美浦村教育委員会 教育長

美浦村立旧小学校施設利用団体登録承認書

廃校となった美浦村立小学校の施設の利用に関する要綱第6条第2項の規定により、美浦村立旧小学校施設の利用団体として登録を承認します。

1	団体の名称	
2	利用目的 (種 目)	
3	構 成 人 数	男 人 女 人 計 人 (別添名簿のとおり)
4	団 体 種 別	☐ スポーツ協会登録団体 ☐ スポーツ少年団登録団体 ☐ 美浦村地域公認クラブ ☐ 同好会 ☐ その他()
5	利 用 施 設	美浦村立旧小学校 (木原・安中・大谷) 体育館 ・ 運動場
6	使用備品等	
7	団体代表者	住 所 〒 氏 名 電話番号
8	連絡担当者	住 所 〒 氏 名 電話番号

☐ 有料団体	登録番号 第 号	登録期間 年 月 日から
☐ 免除団体	承認日 年 月 日	年 月 日まで

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

(申請番号 第 号)

美浦村教育委員会 教育長 殿

申請者 団体名
代表者氏名
住 所
電話番号

美浦村立旧小学校施設利用申請書

下記のとおり、次の施設の利用を申請します。

利用施設	美浦村立旧小学校（木原・安中・大谷） 体育館 ・ 運動場			
利用日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで			
利用目的 （種 目）			人 数 （変更後）	人
実費負担額	円	体育館	時間× 円× 回	免除

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

(許可番号 第 号)

様

美浦村教育委員会 教育長

美浦村立旧小学校施設利用許可書兼使用料領収書

下記のとおり利用(変更)の申請を許可します。

利用施設	美浦村立旧小学校（木原・安中・大谷）体育館 ・ 運動場			
利用日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで			
利用目的 (種 目)		人 数	人	
実費負担額	円	体育館	時間× 円× 回	免除
許可条件				

実費負担金領収書	美浦村会計管理者
金 _____ 円 ただし、美浦村立旧 _____ 学校体 育施設の利用に係る実費負担金として	

(裏面)

利用上の注意

- 1 この許可書は当日持参し、係員の要求があったときは提示してください。
- 2 申請団体以外の者は利用しないでください。
- 3 申請した目的以外には利用しないでください。
- 4 利用の際は、時間を遵守してください。(利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含みます。)
- 5 申込みをした施設以外の施設、設備及び備品には、手を触れないようにしてください。
- 6 万が一、施設、設備、備品等を破損し、又は滅失した場合には、利用責任者において弁償していただきます。
- 7 利用を取り消し、又は変更する場合には、速やかに連絡をお願いします。
(鍵が貸与されている場合には、速やかに返却してください。)
- 8 利用施設内での飲食は禁止します。ただし、水分補給等は除きます。また、敷地内は禁煙です。
- 9 利用終了後は、使用した備品は元に戻し、清掃、消灯、戸締りをしてください。
- 10 ごみ類、不用品等は必ず持ち帰ってください。
- 11 お子様連れの場合には、目を離さないよう十分に注意してください。
- 12 利用者は、必ずスポーツ傷害保険に加入してください。

(注)以上のことが守れない場合は、利用を停止していただくことがあります。

お問い合わせ先

美浦村教育委員会

生涯学習課

電話 029-885-4451

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

(許可番号 第 号)

美浦村長 殿

申請者 団体名
代表者氏名
住 所
電話番号

美浦村立旧小学校施設使用料免除申請書

下記のとおり美浦村立旧小学校施設使用料について免除を受けたいので、廃校となった美浦村立小学校の施設の利用に関する要綱第10条第3項の規定により申請します。

利 用 日 時	午前 時 分 から 午後 時 分 年 月 日 から 年 月 日 まで
利 用 施 設	美浦村立旧小学校（木原・安中・大谷） 体育館
利 用 目 的	
利 用 人 数	人
使 用 料	円
免 除 理 由	

受付年月日	決				
	裁				

様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

(許可番号 第 号)

様

美浦村長

美浦村立旧小学校施設使用料免除決定(却下)通知書

下記のとおり美浦村立旧小学校施設使用料の免除を許可(却下)することと決定しましたので、廃校となった美浦村立旧小学校の施設の利用に関する要綱第10条第4項の規定により通知します。

利用日時	午前 時 分 から 午後 時 分 年 月 日
利用施設	美浦村立旧小学校(木原・安中・大谷) 体育館
利用目的	
利用人数	人
使用料	円
免除理由及び 根拠規定	(要綱第10条第1項第 号に該当)

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

美浦村長

殿

申請者 団体名
代表者氏名
住 所
電話番号

美浦村立旧小学校施設使用料還付申請書

下記のとおり美浦村立旧小学校施設使用料について還付を受けたいので、廃校となった美浦村立小学校の施設の利用に関する要綱第11条第2項の規定により申請します。

還付金額	円	許可番号	
利用施設	美浦村立旧小学校（木原・安中・大谷） 体育館		
内 訳	円	体育館	時間× 円× 回
対 象 日	年 月 日（ ）午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで（ 時間）		
還付理由			

※添付書類 美浦村立旧小学校施設利用許可書兼使用料領収書

受付年月日	決				
	裁				

様式第8号(第11条関係)

美浦村立旧小学校施設使用料還付請求書

審 査	会計 管理者	会計 課長		

¥	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

第 号 ただし、美浦村立旧小学校施設使用料として

	年 度	還 付 金	許可(予約)番号	既 納 付 額	還 付 額
会計別			No.	円	円
款		請求理由			
項					
目					
節					
年 月 日					
支出を命ずる					
主務課長					
係					
予算対照					

上記金額を請求します。

年 月 日

団体名

住 所

請求者

代表者氏名

美浦村長 殿

口座 振替	銀行・農協 金庫・組合 支 店	
	口座名義	
	口座番号	(普通・当座) No.

上記金額を領収しました。

年 月 日

団体名

住 所

美浦村会計管理者 殿

代表者氏名

